（別添３－１）

老高発 0113 第１号
令和８年１月 13 日

各 都道府県
市区町村 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長　殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（　公　印　省　略　）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年１月 24 日老発第 0124001 号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年５月 30 日老発第 0530003 号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和８年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。

都道府県においては、本通知の趣旨を踏まえ、軽費老人ホームの利用料等を適切に改定するとともに、老人福祉法（昭和 37 年法律第 133 号）第６条の２の趣旨を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等の改定等について、管内市区町村に対して必要な連絡調整、情報提供、援助、助言をお願いする。また、市区町村においては、老人保護措置費に係る支弁額等を適切に改定するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定による技術的助言であることを申し添える。

１　養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

（１）　介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年 11 月 21 日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」では、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされ、それに基づき、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」等に係る所要の経費を盛り込んだ令和７年度補正予算が 12 月 16 日に成立したところである。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホームや軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることに加え、人材不足が厳しい状況にあり、人材流出を防止・職場定着を推進す

ることが重要であるため、各地方自治体において、令和８年度の老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等の改定をお願いする。

（２）　介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の利用促進

（１）と同様に「医療・介護等支援パッケージ」で緊急措置された「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」において、物価上昇の影響がある中でも介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品や食料品の購入費等に対する補助を行うこととしており、養護老人ホームや軽費老人ホームも本事業の対象としている。ついては、管内の施設に周知するとともに、積極的な活用をお願いする。

（３）　令和８年度介護報酬改定を踏まえた対応について

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和８年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたこと等を踏まえ、令和８年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙１のとおりとなったところである。

老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、同一法人内で種別が異なる施設の職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう改定をお願いする。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（食費）を１日当たり100円引き上げること（施行時期：令和８年８月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等のうち、生活費についても改定をお願いする。

２　養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和３年度補正予算（令和４年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げ、令和６年度介護報酬改定等を踏まえた対応、令和６年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）に伴う支弁額等の改定、地方自治体独自の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和７年３月31日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙２のとおりである（令和８年１月５日取りまとめ時点）。

ついては、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違

い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、対応予定がない、消費税率５％から８％引上げ分のみ実施（８％から 10％は未実施）、消費税率 8％から 10％引上げ分のみ実施（５％から８％は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことをお願いする。

３　養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

地域のセーフティネットである養護老人ホーム及び軽費老人ホームが、十分に役割を果たしていくため、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム関係者の地域ケア会議への参加、生活保護担当部局との密な連携等、継続的かつ適時適切な地方自治体による支援等の実施をお願いするとともに、その必要性に応じた老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等の改定をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。なお、都道府県におかれては、措置の実施に関し、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、実情の把握に努め、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供や助言を行うなど、必要な援助をお願いする。

４　その他

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、上記１（１）記載の令和７年度補正予算及び１（３）記載の令和８年度介護報酬改定に伴い必要となる経費を含め、令和８年度の地方交付税で措置することとされている。

普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者１人当たり算入単価を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、必要に応じて地方自治体独自の改定を行っていただくよう積極的な対応をお願いする。

また、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも当該年度の４月１日時点の実際の被措置者数に応じた補正が講じられている。

別紙１

令和８年度介護報酬改定について

12 月 24 日の予算大臣折衝を踏まえ、令和８年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率　　＋２．０３％

（内訳）

処遇改善分　　＋１．９５％（令和８年６月施行）

・介護従事者を対象に、幅広く月１．０万円（３．３%）相当の賃上げを実現する措置

・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月０．７万円（２．４%）相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月１．９ 万円（６．３%）の賃上げ（定期昇給０．２万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ　＋０．０９％（令和８年８月施行）

・日額 100 円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額 30～60 円の引上げ。

別紙２

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

【養護老人ホーム】

施設が所在又は広域連合等により運営している 601 団体の有効回答（未回答を除く）を集計

※養護老人ホームについては、７年度調査では広域連合からの回答について１回答として集計しており、６年度調査（広域連合からの回答を複数回答として集計）と異なることに要留意

【軽費老人ホーム】

利用料等を定める 126 団体（都道府県・指定都市・中核市）の有効回答（未回答を除く）を集計

１　令和３年度補正予算（令和４年度介護報酬改定）による処遇改善

【養護老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	544 団体（90.5%）	636 団体（79.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	５団体（0.8%）	15 団体（1.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	10 団体（1.7%）	13 団体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	15 団体（2.5%）	122 団体（15.3%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	27 団体（4.5%）	10 団体（1.3%）

【軽費老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
利用料等の改定実施済み	117 団体（93.6%）	121 団体（94.5%）
利用料等の改定を実施する見込み	０団体（0.0%）	０団体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	６団体（4.8%）	５団体（3.9%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	１団体（0.8%）	２団体（1.6%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	１団体（0.8%）	０団体（0.0%）

２　消費税率の引上げに伴う改定

【養護老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	590 団体（98.3%）	681 団体（85.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	１団体（0.2%）	14 団体（1.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	２団体（0.3%）	７団体（0.9%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	２団体（0.3%）	84 団体（10.6%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	５団体（0.8%）	10 団体（1.3%）

（改定実施済みと回答した自治体の対応状況）

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
消費税率５→８％引上げ分のみ実施（８→10%は未実施）	３団体（0.5%）	９団体（1.3%）
消費税率８→10%引上げ分のみ実施（５→８％は未実施）	90 団体（15.3%）	140 団体（20.6%）
消費税率５→10%（５→８→10%）引上げ分を実施	497 団体（84.2%）	528 団体（77.5%）
当該項目未回答		４団体（0.6%）

【軽費老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
利用料等の改定実施済み	117 団体（92.9%）	117 団体（91.4%）
利用料等の改定を実施する見込み	４団体（3.2%）	１団体（0.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	２団体（1.6%）	２団体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	２団体（1.6%）	８団体（6.3%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	１団体（0.8%）	０団体（0.0%）

（改定実施済みと回答した自治体の対応状況）

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
消費税率５→８％引上げ分のみ実施（８→10%は未実施）	２団体（1.7%）	２団体（1.7%）
消費税率８→10%引上げ分のみ実施（５→８％は未実施）	７団体（6.0%）	24 団体（20.5%）
消費税率５→10%（５→８→10%）引上げ分を実施	108 団体（92.3%）	91 団体（77.8%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

３　令和６年度介護報酬改定等を踏まえた対応

【養護老人ホーム】

処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	493 団体（82.0%）	47 団体（5.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	11 団体（1.8%）	314 団体（39.4%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	15 団体（2.5%）	47 団体（5.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	48 団体（8.0%）	319 団体（40.1%）
支弁額等の改定予定なし	34 団体（5.7%）	58 団体（7.3%）
当該項目未回答		11 団体（1.4%）

その他分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	476 団体（79.2%）	65 団体（8.2%）
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体（1.7%）	253 団体（31.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	16 団体（2.7%）	50 団体（6.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	59 団体（9.8%）	336 団体（42.2%）
支弁額等の改定予定なし	40 団体（6.7%）	81 団体（10.2%）
当該項目未回答		11 団体（1.4%）

基準費用額引き上げ（60 円／日）

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	497 団体（83.1%）	26 団体（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	13 団体（2.2%）	342 団体（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	８団体（1.3%）	15 団体（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	52 団体（8.7%）	320 団体（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	28 団体（4.7%）	80 団体（10.1%）
当該項目未回答		13 団体（1.6%）

【軽費老人ホーム】

処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	114 団体（90.5%）	22 団体（17.2%）
支弁額等の改定を実施する見込み	１団体（0.8%）	63 団体（49.2%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	５団体（4.0%）	４団体（3.1%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	４団体（3.2%）	34 団体（26.6%）
支弁額等の改定予定なし	２団体（1.6%）	５団体（3.9%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

その他分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	113 団体（90.4%）	11 団体（8.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	１団体（0.8%）	52 団体（40.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	４団体（3.2%）	３団体（2.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	４団体（3.2%）	50 団体（39.1%）
支弁額等の改定予定なし	３団体（2.4%）	11 団体（8.6%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

４　令和６年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）による処遇改善

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	24 団体（4.0%）	17 団体（13.5%）
支弁額等の改定を実施する見込み	119 団体（19.9%）	49 団体（38.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	12 団体（2.0%）	０団体（0.0%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	348 団体（58.1%）	55 団体（43.7%）
支弁額等の改定予定なし	96 団体（16.0%）	５団体（4.0%）

５　地方自治体独自の改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	44 団体（7.4%）	13 団体（10.4%）
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体（1.7%）	２団体（1.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	８団体（1.3%）	２団体（1.6%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	307 団体（51.4%）	64 団体（51.2%）
支弁額等の改定予定なし	228 団体（38.2%）	44 団体（35.2%）